

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	26	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR北海道及びJR四国が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産</li> <li>・特例措置の内容 固定資産税・都市計画税 課税標準1／2</li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地方税法附則第15条の2第2項、地方税法施行令附則第11条の2第2項及び第3項            地方税法施行規則附則第6条の3         </div>		
減収見込額	[初年度] — (▲4,167) [改正増減収額] —	[平年度] — (▲4,896)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 JR北海道及びJR四国の鉄道路線ネットワークの維持等を通じて地域住民への鉄道サービスの確保を図りつつ、JR北海道等の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立。</p> <p>(2) 施策の必要性 JR北海道及びJR四国については、国鉄再建監理委員会の意見を踏まえ、その厳しい経営環境に配慮し、本州の旅客鉄道会社と異なり長期債務を承継しないこととされたほか、経営安定基金を設ける等経営の安定のための特別な施策が講じられている。さらに、平成23年度から鉄道・運輸機構を通じて設備投資等に対する支援を行っているところである。</p> <p>他方、累次の閣議決定等により早期に完全民営化することとされているため、JR北海道及びJR四国は、これらの支援措置が講じられる中、大幅な人員削減等経営の合理化を進めてきているが、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴うマイカー・高速バスの利用増などにより輸送需要が減少しており、かつ、輸送の安全確保を図るために必要な投資と修繕を実施していることから、経営環境は厳しさを増している。</p> <p>このような中、地球環境問題への対応及び地域経済の活性化に重要な役割を担うJR北海道及びJR四国の鉄道路線ネットワークを維持しつつ、JR北海道及びJR四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図っていくためには、引き続き本特例措置を講じることは必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法（昭和61年12月4日法律第87号）等に基づき行われた政府全体及び国土交通省の政策体系の中で重要度の高い政策である。  政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標27 地域公共交通の維持・活性化を図る
合理性	政策の達成目標	JR北海道及びJR四国の鉄道路線ネットワークの維持等を通じて地域住民への鉄道サービスの確保を図りつつ、JR北海道及びJR四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間延長（令和4年度～令和8年度）
	同上の期間中の達成目標	JR北海道及びJR四国の鉄道路線ネットワークの維持等を通じて地域住民への鉄道サービスの確保を図りつつ、JR北海道及びJR四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
	政策目標の達成状況	JR北海道及びJR四国については、経費節減や業務の効率化による経営合理化を進めているものの、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴う輸送需要の減少のほか、安全確保に必要な投資の実施等により経営環境は厳しさを増しているため、完全民営化に向けた健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。 しかしながら、必要な鉄道路線ネットワークの適切な維持に努めている。
有効性	要望の措置の適用見込み	2鉄道事業者（JR北海道、JR四国）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	JR北海道及びJR四国は経営自立に向けて経費削減や業務の効率化を進めてきているが、平成8年度以降、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にあることから、本特例措置を引き続き適用し、これらのJR北海道、JR四国の経営自立に向けた取組みを下支えすることは大変有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道・運輸機構による経営安定基金の下支え並びに設備投資等への助成金及び出資等 JR北海道：約1,302億円（令和3～5年度） JR四国：約1,025億円（令和3～7年度） JR貨物：約138億円（令和3～5年度）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国においては、鉄道・運輸機構の支援により、JR北海道及びJR四国の経営の安定化及び設備投資等への支援を行っているところであり、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にある中、本特例措置と相まって、JR北海道及びJR四国の鉄道路線ネットワークを維持しつつ、JR北海道及びJR四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。
	要望の措置の妥当性	JR北海道及びJR四国は経営自立に向けて経費削減や業務の効率化を進めてきているが、地方部での人口減少や高速道路整備の進展などにより輸送量は減少・横ばい傾向にあることから、本特例措置を引き続き適用し、これらのJR北海道及びJR四国の経営自立に向けた取組みを下支えすることは大変有効である。 また、本特例措置は制度創設時から対象がJR北海道等3社※であり、想定外に僅少であつたり、特定の者に偏っていない。 ※JR九州については平成28年度に対象外

税負担軽減措置等の適用実績	平成 28 年度 2,772 百万円 平成 29 年度 3,827 百万円 平成 30 年度 3,746 百万円 令和元年度 3,752 百万円 令和 2 年度 3,747 百万円																
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(単位 : 千円) <table> <tr> <td>【固定資産税】</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>課税標準（固定資産の価格）</td> <td>598,899,151</td> <td>586,594,073</td> <td>249,882,869</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>【都市計画税】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税標準（固定資産の価格）</td> <td>74,045,113</td> <td>77,468,647</td> <td>31,682,587</td> </tr> </table>	【固定資産税】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	課税標準（固定資産の価格）	598,899,151	586,594,073	249,882,869	【都市計画税】				課税標準（固定資産の価格）	74,045,113	77,468,647	31,682,587
【固定資産税】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度														
課税標準（固定資産の価格）	598,899,151	586,594,073	249,882,869														
【都市計画税】																	
課税標準（固定資産の価格）	74,045,113	77,468,647	31,682,587														
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	JR 北海道及び JR 四国の鉄道路線ネットワークを維持しつつ、JR 北海道及び JR 四国の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立が図られている。																
前回要望時の達成目標	JR 北海道等の鉄道路線ネットワークを維持しつつ、JR 北海道等の早期完全民営化に向けた経営基盤の確立を図る。																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	JR 北海道及び JR 四国については、それぞれの鉄道路線ネットワークの適切な維持に努めつつ、経費節減や業務の効率化による経営合理化を進めているものの、地方部での人口減少や高速道路整備の進展に伴う輸送需要の減少のほか、安全確保に必要な投資の実施等により経営環境は厳しさを増しているため、完全民営化に向けた健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていない。																
これまでの要望経緯	昭和 61 年度税制改正要望提出（創設） 平成 7 年度税制改正要望提出（対象に貸し付けを行う法人を追加） 平成 9 年度税制改正要望提出（延長） 平成 10 年度税制改正要望提出（貸付法人の貸し付ける資産に車両を追加） 平成 14 年度税制改正要望提出（延長、貸付法人に交通エコロジー・モビリティ財団を追加） 平成 15 年度税制改正要望提出（対象に鉄道・運輸機構から借り受ける新幹線鉄道を追加、新幹線特例と連乗） 平成 19 年度税制改正要望提出（延長） 平成 24 年度税制改正要望提出（延長、借り受ける固定資産の対象に「変電所」を追加、旅客自動車運送事業の固定資産を除外） 平成 28 年度税制改正要望提出（対象から JR 九州を除外（平成 30 年度まで経過措置あり）） 平成 29 年度税制改正要望提出（延長）																